

# 令和2年経済建設常任委員会概要記録

(会期中)

## — 第1号 —

○会議日時 令和2年3月5日(木) 午前9時30分～午後4時50分

○場所 議会特別会議室

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	松本賢一	副委員長	○	村尾光子
委員	○	坂村哲也	委員	×	五戸豊弘
〃	○	貝木幸男	〃	○	石田陽一
			出席	5人	欠席 1人

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
産業振興部長	栃本邦憲	建設水道部長	瀧澤卓倫
農政課長	清水光則	農業委員会事務局長	近藤善美
商工観光課長	伊澤巳佐雄	建設課長	保沢明
都市計画課長	伊澤仁一	区画整理課長	濱野岳仁
水道課長	神戸良和	下水道課長	長塚章

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	谷田貝明夫	議事課長	上野和芳

○議員傍聴者 磯辺議員、中村議員、相澤議員、石川議員

○一般傍聴者 なし

1. 開会

2. あいさつ 松本委員長、秋山議長、広瀬市長

3. 概要録署名委員 石田陽一委員

#### 4. 事件

##### (1) 付託事件審査について

補足説明 なし

現地調査 薬師寺・柴ほ場整備事業  
蟹川堰河川工作物応急対策事業  
天平の丘公園遊具設置状況  
市道1-5号線整備事業  
市道1-12号線修繕事業  
市道2-10号線整備事業  
市道8212号線外舗装新設工事

<b>議案第1号</b> 令和元年度下野市一般会計補正予算（第7号）【所管関係部分】
--

質疑・意見

#### **【歳入】**

#### **13款2項4目 土木費負担金**

- 村尾副委員長： スマートIC整備事業負担金について、収入として入ってくるが、用地取得に関する東日本NEXCOということであったが、この負担する根拠は、割合がどのように決められるのか。どこの部分になるのか伺う。
- 建設課長： 今年度、スマートICのエリアの中の用地事務に関するNEXCOからの負担金となる。NEXCOとあわせて用地買収を行うので、その負担金という形となる。用地買収は令和2年度から行うが、現在も用地補償として補償算定等を行っている。現段階で地権者に出向いて交渉等も実施していることから、このような用地取得にかかる事務費をNEXCOからいただくこととなっている。
- 村尾副委員長： 新年度予算だったか、その事務については県の土地開発公社に委託するような説明がどこかであったが、それに相当するような負担金か。
- 建設課長： 委員のおっしゃるとおり、用地買収に関しては土地開発公社に市から委託する。その中にNEXCO関係の部分も委託するような形となるため、その負担金となる。来年度予算を見ていただくとわかるが、その予算も事務費分という形で入ってきている。

#### **15款1項2目 災害復旧事業国庫負担金**

- 村尾副委員長： 災害復旧負担金は、やはり台風19号の災害に対して負担金が入るということだが、農林水産業施設関係と公共土木施設関係の負担金があるが、どこの部分に対しての負担金になるのか。
- 建設課長： 公共土木施設関係の災害復旧負担金については、工事分の負担金となる。災害査定を受けているものが4件あり、その4件分の災害査定を受けた

分の国からの負担金となる。具体的には、きらら館の入り口の部分の舗装工事市道2081号線、長田橋東の市道2-3号線災害復旧の応急工事、市道1-3号線の中学校の東側の辺りの歩道の舗装が捲れた所と一般市道が壊れた所の災害復旧の工事、石橋中学校の南に行く農道と東に行く農道の災害復旧の道路分の工事となる。

- 農政課長：農林水産業施設災害復旧事業負担金については、5号補正において、歳出の災害復旧を見たが、歳入については入っていなかったもので、今回補正したということである。建設課と同様、災害査定を受け国庫補助が付いたというものになる。これについては国庫補助復旧事業で12カ所査定を受け、その分の国庫補助となる。総事業費が、3,683万6,000円となり、激甚災害により補助率が増嵩されており、92.9%いただくということで、3,422万4,000円を歳入として見込むものである。

#### 16款2項4目 農林水産業費県補助金

○坂村委員：農業費補助金のうち、経営所得安定対策直接支払い推進事業費補助金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、農地中間管理機構集積補助金、農地耕作条件改善事業補助金については新年度予算にも上がっているが、その事業内容を伺う。

- 農政課長：似たような名前が多いので混乱されるかと思う。農地耕作条件補助金等が減額となっていると思うが、令和元年度に予算措置されたものが精算されて減額となっている。令和2年度予算にも同じようなものがあり、事業については同じような事業であるが、年度が別な事業、令和2年度の当初予算の事業ということになる。

○坂村委員：一緒のものという考えでよいのか。1年に2回あるわけではない。

- 農政課長：お互い単年度ずつの事業である。補正については、平成31年度予算の執行で、残額が出たので減額している事業である。令和2年度の当初予算については、別な年度の同じような名前の事業ということになる。

○村尾副委員長：上から2段目に強い農業・担い手づくり総合支援交付金があり、下から2段目に強い農業・担い手づくり総合支援交付金と同じ名前で、被災農業者支援型となっているが、これは事業内容が違うということなのでよいのか。

- 農政課長：おっしゃるとおり、上の強い農業・担い手づくり総合支援交付金のマイナス1,038万5,000円については、平成31年、令和元年の当初予算で位置付けられていた農業機器等の補助金が確定したため、減額となったというものである。下の強い農業・担い手づくり総合支援交付金の今回の補正でいただくものについては、被災農業者支援型とあって、台風19号によって被災され

た方に対する支援の補助ということで別事業となる。

## **[歳出]**

### **6款1項3目 農業振興費**

- 村尾副委員長：担い手確保・経営強化支援事業4,198万円の事業内容はどういうものか。
- 農政課長：人・農地プランに位置付けられた中心経営体に対し、必要な農業用機械の施設導入を支援するというものである。令和元年度の国の補正予算に伴う追加予算となる。年が明けた1月17日に通知があり、ここから通知を出し1月23日で締切りを行ったという、時間が短い中で事業を行ったもので、これに応募された機械購入等の申請者の方が12名いた。トラクターやコンバイン等購入の補助となるが、12名で8,397万2,253円ありこれの2分の1を補助するというもので、半分の4,198万6,000円を今回補正として計上したものである。
- 村尾副委員長：申請された方が12名いるということで、その全ての方に補助が行きわたるということでよろしいか。
- 農政課長：今回の補正は申請額を計上させていただいたということで、補助の決定はまだ出ていない。

### **7款1項3目 観光費**

- 坂村委員：工事請負費の先ほど現地調査をした、天平の丘公園遊具設置1,000万円の減の内容説明を願う。
- 商工観光課長：この減額は、歳入で宝くじの社会貢献広報事業助成金を予定していたが、助成金の交付が受けられなかったことにより歳入で1,000万円の減、その分歳出でも1,000万円の減としたところである。
- 坂村委員：いただけるものがもらえなかったということと思うが、その分値段の交渉等の努力をされたか伺う。
- 商工観光課長：先ほど現地でも説明させてもらったが、歳入が1,000万円減ったことによって、歳出でも1,000万円下げたところであるが、限られた予算でより良い遊具を設置するというので、指名型プロポーザルとして公共施設の遊具に実績のある6業者をこちらで指名し、内容を審査し業者を選定している。1,000万円の減額となっているわけであるが、当初予定していたものと遜色のない、低学年の児童から遊べる遊具の要望に応えられる遊具を設置できたと考えている。

### **8款2項2目 道路橋梁新設改良費**

- 坂村委員：市道1-8号線整備事業の補償費の内容について説明願う。

- 建設課長：以前9月補正や12月補正で1－8号線の物件移転、難航していた用地交渉がまとまり補償算定費を計上させていただいたが、その地権者の所に電柱があり、電柱移転の費用が漏れていたため、200万円計上させていただいた。
- 坂村委員：承知した。確認であるが、これで完成ということによいか。
- 建設課長：市道1－8号線については、これで完了となる。

#### **8款4項1目 都市計画総務費**

- 村尾副委員長：都市交通マスタープラン策定事業の委託費が減額となっているが、これは当初予定していたとおりに事業が進まなかったと理解するべきものなのか。予定された分はできたが、予算が余ったということであるのか。
- 都市計画課長：当初から予定していた内容については、検討途中のものもあるが、今年度中に来年度から本格的に策定を予定している事前の内容については、完了する予定となっている。入札で業者を選定した経緯があり、事業費が確定し不用額が出たことで今回減額の補正をお願いするわけであるが、事業の内容については、全て当初の計画通り進んでいる。

#### **11款3項1目 災害復旧費**

- 石田委員：上長田堰頭首工災害復旧事業とあるが、上長田堰とはどの辺をいうのか伺う。
- 農政課長：姿川の壬生町安塚地内にある上長田堰復旧に伴うもので、受益面積割りで、壬生町が47.6%、下野市が52.4%で受益面積がある。工事費が228万8,000円で、その内の52.4%の119万9,000円を壬生町へ負担金として支払うものである。
- 石田委員：場所はどこか。
- 農政課長：壬生町に行くおもちゃの所の橋の100メートルほど北になる。
- 石田委員：そこが上長田堰と言うのか。極端な話、家のほうに流れてくる堰を言うのか。通称関沢堰と呼んでいるが。おもちゃのまちへ行く県道より上の板堰。関沢橋は橋の上か。
- 農政課長：おもちゃのまちの所に行く所の北の部分は、そうである。
- 石田委員：三笠防水の西側。

**採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。**

<b>議案第4号</b> 令和元年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
--

質疑・意見

### 繰越明許費

- 村尾副委員長：繰越明許費の補正ということで、説明では補償、補填及び賠償金が5件ということであったが、これは全て同意を得られて契約が済んでいるところなのか。
- 区画整理課長：今の補償の状況から説明すると、年度末までに12件の地権者と交渉を重ねてきた。うち10件は、年度内に契約又は見込みとなっている。契約いただいた10件のうち3件については、取り壊し等が終わらない状況で、進捗に不測の日数を要している状況である。また続けている2件については、補償内容にはほとんど同意をいただいているが、相手方のスケジュール調整等に手間取っているところがあり、年度内の交渉が微妙な状況となっている。このため今回の議会では、5,928万8,000円の繰越明許をお願いしているところであるが、2件についても、年度末までに契約までこぎつけることができれば次回の6月の報告の際には額が小さく出来ると見込んでいる。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

<b>議案第5号</b> 令和元年度水道事業会計補正予算（第3号）
-----------------------------------

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

<b>議案第6号</b> 令和2年度下野市一般会計予算【所管関係部分】
-------------------------------------

質疑・意見

**[歳入]**

**13款2項5目 土木費負担金**

- 坂村委員：石橋駅公衆便所管理負担金について、額が去年と比べて20数万円増額している理由を伺う。
- 建設課長：上三川町からかかった費用の2分の1をもらう負担金であり、電気代や保守管理のシルバー委託料、上下水道分をいただいている。若干増えているのは、今までシルバーに委託しているトイレの清掃業務が、2日に一度だったのが、駅前には市の玄関口であり、駅前にあるトイレをきれいにするため、毎日清掃をすることで、その分の人工で、負担が増えたためである。
- 坂村委員：地元の方からもトイレの衛生面について聞き、タクシーやバスの運転手のほか、観光バスの発着所で玄関口として色々な方の第一印象が大事な場所であるため、今後とも管理をお願いする。

#### 14款1項4目 農業使用料

- 村尾副委員長： 地域振興交流施設直売・加工・物産施設等使用料に4,872万円について、令和2年度に内装を改修するとあったが、施設の使用料に影響はないということによろしいか。
- 商工観光課長： この使用料から、指定管理者料を引いた残りを積み立てている。今回道の駅が10周年を迎え、リニューアルを考えているが、基金を初めて充てようと考えている。
- 村尾副委員長： 改修している間、客の利用はどうなるのか伺う。
- 商工観光課長： 使用料は購入した土地、建物についての使用料をいただいております。リニューアル部分は増築などではなく、什器・冷蔵庫・棚等がメインで、この使用料にあてはまらない。使用料が変更になることはない。
- 村尾副委員長： 改修工事の為に休業することになっても影響ないということによろしいか。
- 商工観光課長： 道の駅全体を休館してのリニューアルは考えていないので、休業に対する減額も考えていない。

#### 14款1項5目 商工使用料

- 坂村委員： 夜明け前施設使用料が昨年より上がっている理由を伺う。
- 商工観光課長： 今年で2年目を迎え、昨年1年間と、今年1月までの10か月間でほぼ同額の売り上げになっている。使用料も実績に基づき、上乘せした。
- 坂村委員： 実績によって額が変わる可能性もあるということによろしいか。
- 商工観光課長： 売り上げの6%であるので、実績が上がれば使用料も増える。遊具設置により実績が上がることを期待しているところである。

#### 14款1項6目 土木使用料

- 村尾副委員長： 市営住宅使用料について、住宅使用料60万7,000円は2棟4世帯分ということだったが、昨年の段階で1軒空いたところはどうなったのか。また市営住宅の今後について方針は決定したか。民間アパートを借り上げるといった案があるそうだが。
- 都市計画課長： 現在市内の市営住宅は1箇所あり、2棟4世帯入居可能だが、1部屋は退去後に老朽化がひどく、修繕を試み見積もりをとると200万円くらいかかるということだったので、直さず、使用していない状態である。昨年9月にもう一人退去となり、空いた部屋は先日の台風被害で使用希望があったため、壁紙等は張り替え使用可能にしているが、今のところ募集はしていない。歳入の60万7,000円については、今入居中の2世帯分の使用料として計上している。今後の市営住宅の取り扱いについては、木造建築物で35年くらい経つ

ており、税法上の耐用年数は30年が一つの目安であることと、長寿命化計画が来年末で満了となるため、来年1年かけてしっかり検討する。セーフティネットでなくすということとはできないので、補助の形態にするか、民間アパートを借り上げて市営住宅という形にするかは来年検討していく。

#### **15款2項4目 土木費国庫補助金**

- 村尾副委員長： 都市計画費補助金の街路交通調査費、景観改善推進事業費はどちらも新しい事業費と思われるが、対象事業を伺う。
- 都市計画課長： 街路交通調査費は、都市交通マスタープラン策定に伴う、総合都市交通体系調査の補助となっており、補助率は3分の1である。景観改善推進事業費488万6,000円は、景観計画を策定するため、来年度から設置された補助金であり、通常3分の1である補助率が、立地適正化計画を策定している自治体については2分の1の補助率として見込んでいる。

#### **17款2項1目 不動産売払収入**

- 村尾副委員長： 道路払下収入の場所について伺う。
- 建設課長： 予算であり、特に場所は決まっていない。これまでの実績で約45万円×9件として405万円ほど計上した。
- 村尾副委員長： 今現在のところ具体的に払い下げる場所は予定されていないということよろしいか。
- 建設課長： その通りである。

### **[歳出]**

#### **6款1項1目 農業委員会費**

- 村尾副委員長： 農地情報公開システム改修とあり、以前から利用していると思うが、このシステムによってどんな情報が公開されるのか。例えば、遊休農地や、耕作放棄地の面積などの情報はオープンにされるのか。
- 農業委員会事務局長： 改修については、通称「農地ナビ」と言われているもので、全国の農地を確認できるシステムで既に稼働している。市で実施している農地台帳の整備について、市で農地の異動があった場合に変更をかけている。農地ナビだと農地の場所、地図や航空写真を随時確認できるようになっているが、連動していないので、これを新しく現在の状態のものをこちらに移行して改修するという形で行いたいということで載せたものである。
- 村尾副委員長： 農地ナビと連動するシステムにするということか。
- 農業委員会事務局： 連動させるものではない。農地台帳だと、例えば住民情報や亡くなられた方がいたりとかで、台帳と違ってきている部分があるので、それを農地台帳と突合させ、それを情報として農地ナビに新たに入れるとい

う形になる。

- 村尾副委員長： 一般に公開されるものではなく職務上使うものということか。
- 農業委員会事務局： 住民情報等は一般の方は見られないが、農地に関して場所や、田んぼ・畑、現在耕作していないとか、住民情報に関連しない部分では誰も見ることができる。

### 6款1項2目 農業総務費

- 村尾副委員長： 報償費として宮前堰竣工式記念品があるが、宮前堰の改修は県の事業として行われていたと思うが、この竣工式というのはどこが主催するのか。
- 農政課長： 確かに県営事業だが、下野市地内であり、市もそれなりの負担をしているということで、宮前堰の竣工式は市で主催して実施したいと考えている。
- 村尾副委員長： 受益者というと小山市までわたるわけであるが、下野市内の受益者が関係者ということで位置づけられるのか。それとも一緒に行うのか。
- 農政課長： 下野市内の土地改良区の役員等を想定している。

### 6款1項3目 農業振興費

- 貝木委員： 農業用廃ビニール等処理対策事業について、昨年より100万円以上上がっている理由を伺う。
- 農政課長： 昨年と比べると120万円の増額となっている。事業内容としては使用済農業用廃ビニールの適正処理を推進するための補助である。現在中国で農業用廃ビニールを引き取らなくなったことで、従来1kg単価30円で処理していたのが50円に高騰したため、補助も上げている。30円かける9万kgかける2団体で補助を計算していたのが、1団体あたり50円かける9万kgかける3分の1（補助率）で、南河内地区の宇都宮地区JAと小山地区JAへ150万円ずつの300万円を補助するものである。
- 坂村委員： しもつけかんぴょうまつり運営について、今年委託料となった理由を伺う。
- 農政課長： 昨年までは補助金という形で補助していたが、この事業は地方創生交付金をいただけることになり、「補助金」ではなく「委託料」としないと活用できないということで変更した。
- 村尾副委員長： 補助金から委託料に変わったことで、事業の実施主体はどこになるのか伺う。市になるのか。
- 農政課長： 運営をしもつけかんぴょうまつり実行委員会に委託しているので、こちらに補助を出している。

○村尾副委員長： 委託は、本来なら市がやるものをどこか別のところをお願いしてやってもらうから、主催者側に市が入るのではないかと思った。補助金という場合には、あくまで相手方の団体が主体的にやるものに対して補助するということだと思う。実行委員会がどちらも主体だということになるのか。

●農政課長： 実質的にそういうことになる。

○貝木委員： 有害鳥獣被害防止対策事業について、前年度と同額が計上されているが、どの程度の対策になっているのか。同額ということは、前年度相当の実績があったのか伺う。

●農政課長： 鳥獣被害のために、有害鳥獣駆除隊を平成30年12月に結成し、実質的には本年度活動を開始したが、昨年11月に2カ所箱おりを設置し、イノシシを4頭捕獲し、処分した実績がある。

○貝木委員： 実績がありながら同額でよいのか。

●農政課長： 今のところ箱おりをふやす計画はない。県において思川地区で作業を行っているが、そちらの影響を見て、ふえてきたら箱おりをふやすことを考えているが、イノシシがふえている情報はないので当面このままで様子を見たい。

○坂村委員： 6次産業化支援事業について、前回の定例会の常任委員会でもゆうがおパークの売り上げ等の話が出たと思うが、もともとは6次産業ということを目玉として作られたかもしれないが、売り上げの割合を考えると6次産業だけでなく、物販等にも力を入れるべきかと思うが、どのように考えているのか方針を伺う。

●農政課長： 名称について、6次産業化支援事業ということで、6次産業化のみの支援のように見えるが、内容は中小企業診断士に委託し、経営診断や店づくりの計画、6次産業化などの支援を行うものであり、6次産業化のみにこだわったものではない。こちらは昨年の9月補正で110万円の予算をいただいたが、来年度2年目ということで、同じ地方創生交付金を活用し2分の1補助として計上するものである。

○坂村委員： 繰り返しになるが、6次産業化も大切であるが、売り上げを考えると他のことについても支援をお願いしたいが、部長はどのような考えか。

●産業振興部長： ゆうがおパークの活性化支援ということで予算計上しているが、根本的に、6次産業の拠点として活性化を図る意味では、ゆうがおパークの中身を見ると農産物の直売が一番の核になってくると思う。それに加えて、その他の物販、それを活用した飲食提供や製品開発ということが6次産業化ということで、トータル的に目指しているところだと思うが、経営を円滑なものとするためには、そのベースとなる農産物の売り上げを安定化させるとい

うことが基礎となることかと思う。6次産業化を図る上では、マンパワー的なもの、例えば、食材を開発する人、レシピ開発のノウハウ等、そういったことの工夫が今後、まだまだ、どのような表現が適当か難しいところだと思うが、まだまだ考えていく必要があるかなど。市としても、一緒になって支援できるものは6次産業の拠点として公設民営で始めた施設であるので、支援できるものについては支援をしていきたい。地方創生交付金を活用して、今回、経営診断や直売加工の指導を予算計上しているが、専門家によるアドバイスを受けながら、市として総合的にメリットが得られるような施設として、活性化を図っていただければメリットがあるのではないかと。課題を抱えながら、市と企業組合すがたがわが一緒になって考え、盛り上げていきたいと考えている。

○村尾副委員長： 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業について、トマト栽培のハウスと聞いたような気がする。補助率は2分の1と伺った記憶があるが、どこの場所に、事業者は誰で、何年事業で実施するのか説明願う。

●農政課長： 細かく分けると2つの事業を合わせた事業である。1つは例年実施している強い農業・担い手づくりの地域担い手支援ということで、歳入にあった中心経営体の機械補助、毎年度当初に2,000万円程度計上しているが、これが1,950万円。それと新たに、産地基幹施設等支援タイプ事業が1億6,000万円ということで、高付加価値や生産テストのコストの制限など産地の収益力や合理化を図る取り組みに必要な施設の整備・再編を支援するというので、農業の産地基幹施設ということで、補助率が2分の1で上限が20億円となっている。事業実施主体は、株式会社みのりファームであり、市の認定農業者となっている。事業内容としてはトマトの養液栽培ということで、低コストの耐候性ハウス5,200㎡を予定している。所在地は下野市谷地賀1140-3であり、ふれあい館の北西にあたる約1.6ヘクタールのうち、1ヘクタールを事業予定地としている。事業費が3億5,200万円であり、税額を除く2分の1の1億6,000万円が国費、残額が自己負担という予定である。

○村尾副委員長： 株式会社みのりファームはこれまでどのようなものを生産していたのか。

●農政課長： 農業生産物であるが詳細には承知していない。

○村尾副委員長： これは立地企業に対する税の優遇制度の適用対象になるのか。

●農政課長： 確認していないので不明である。

○貝木委員： 地産地消推進事業について、学校給食地元農産物供給促進事業とあるが、学校給食の農産物が100%地元の農産物で賄われているということか。他地区のものも入っているのか。

●農政課長： 平成29年度まではかんぴょうや野菜を含んだ下野市の農産物を使

うということで、300円かける児童生徒分を補助していたが、平成30年度からはかんぴょうに限って使用したものについて補助をするということで、1人300円かける児童生徒数の分のかんぴょうを使っていた場合に補助するというもので、給食センターのメニューを見たが、年20回くらい使用されている。例えば、おでんの中にもかんぴょうを食材として使っていたりとか、名前は出ていないがかんぴょうを使っているということで、年に20回近く食べてもらっている状況である。

○貝木委員： その他地元で採れる野菜があるが、そういったものは他地区から買っているということか。

●農政課長： 学校教育において、地元野菜を使うということで率先して行っているので、農政課として直接支援するという事はない。

○村尾副委員長： とちぎの元気な森づくり里山林管理事業について、補助対象はどこで、面積はどれくらいか。

●農政課長： 2カ所になる。児山城守り隊が1万1,000㎡、自然に親しむ会が地藏山8,300㎡を管理している。

○村尾副委員長： 事業は何年間継続されるのか。

●農政課長： 管理については5年間ということになる。

○村尾副委員長： 森林環境整備促進基金について、原資は今年度から交付されているが、この用途はいつ決まるのか。

●農政課長： 本年度も260万円を積み立てており、来年度は譲与税が倍額になるということで520万円をお願いするものであるが、倍額になった理由が、昨年、台風19号等があり、森林整備が行き届かず土砂災害が相次いでいるということで倍増されたということになっている。下野市でも森林管理を行うために、このお金を使っていくわけだが、管理に行くまでに、地権者の確認や土地の境界確認、アンケート等も行わなければならないので、数年は積み立てを行っていく。用途が決まるまでには数年かかると思う。

○村尾副委員長： これは私有林が対象になる事業ということか。個人が持つ私有林が対象ということか。

●農政課長： 森林環境譲与税の大きな目的は、森林所有者が自ら森林管理ができない場合に、最終的に市町村が管理を行うというものであるので、私有林が対象となってくる。

○村尾副委員長： 対象の私有林が確定するまで事業ができないということですね。準備としてアンケート調査や所有者の意向確認というのは進められているのか。

●農政課長： 意向調査は済んでいるが、その先には進んでいない。

#### 6款1項4目 畜産業費

- 坂村委員： 家畜自衛公害防止対策事業について、議会で磯辺議員から質問があり、確認になるが、産業振興部長からのお答えがあった方針に変更はないか。
- 農政課長： 本会議でお答えしたように、今のところ決め手となる防臭手法が見当たらないということなので、発生源となっている方のほうでも、飼料に入れる消臭剤を使っているが、100%臭いがなくなるというものではないということで、これに代わるものとして昨年、デオマジックを使ってみてはということでお答えしたかと思う。臭いが発生した時に噴霧しなければならないという手間があり、交渉したが対応いただけないということで、引き続き農業者の負担にならない効果的な方法を検討していきたい。
- 坂村委員： いろいろ対応してくれていることは理解しているが、困っている方もいるので引き続き対処をお願いすると、農業者の方に過度のプレッシャーにならないよう注意して対処していただきたい。
- 貝木委員： 畜産振興促進事業について、前年度と比較して3分の1くらいになっているが理由を伺う。
- 農政課長： 県が建築していた食肉センターの建築が今年度終了となるので、負担金980万円ほどが減額となっている。

[発言の申し出]

- 農政課長： 先ほどの石田委員のご質問で、上長田橋の位置ということで、関沢橋の上流ということでお答えしたが、地図を皆さんに配布したが、弥五郎次橋の北側ということで訂正させていただく。

#### 7款1項2目 商工業振興費

- 貝木委員： 陸砂利採石監視員設置事業の監視員は、何人くらいいて、前年度より8万円ほど安くなったということはどなたか減ったのか。なぜ金額が違うのか伺う。
- 商工観光課長： 監視員は1名体制で行っている。金額については、会計年度任用職員への変更があったと思うが、今まで非常勤職員の報酬という形で支払っていたが、非常勤職員の報酬がこの改正によりなくなったことから、報償費に変更になっている。全額県から負担金が交付されるわけであるが、それに伴い若干金額が変更となっている。日額9,000円ちょっとの金額で10日間の監視をしていただくが、その12月分ということである。若干金額の変更があるだけで、人数、体制等の変更はしていない。
- 貝木委員： 1名の方は下野市内の方か。

- 商工観光課長： 下野市民である。
- 村尾副委員長： 商工業振興補助金の中に下野市産業祭開催運営補助金があるが、元年度の予算が320万円で、今回505万円でかなり増額されているが、実施方法が変わるのか。
- 商工観光課長： 産業祭であるが、以前は大松山運動公園で実施していたが、大松山運動公園の改修に伴い現在は南河内球場に変更になっている。南河内球場については駐車場が少ないということで、南河内中学校を臨時駐車場として実施していた。南河内球場はそのまま使用できるが、今回の義務教育学校の改修ということで、駐車場が次年度使用できないということで、産業祭を現在の場所では実施が不可能であり、なおかつ大松山運動公園がオープンしたので、そちらに移動予定である。会場変更に伴う電気工事費が230万円程度かかる。現在の電気工事費の約40万円かかっていた分を差し引いた額が増加している。
- 村尾副委員長： 電気工事の工事代が増えるということか。
- 商工観光課長： 出店のテントにあわせて配線を組む工事があるが、場所が変わることによって、レイアウト等電源が全て変わるので、そのための電気設備工事が230万円程度必要になるということである。
- 村尾副委員長： 大松山運動公園のどの部分で開催するのか。
- 商工観光課長： 遊具の南側の多目的広場、砂のグラウンドで、道路側の野球場が1面あるフェンスで囲われている部分である。陸上競技場の東側、カンピくんの遊具の南側。お店を出店するということで芝生を求められていたところであるが、ほこりが立たないグラウンド専用の砂を使っているため、ほこり等もたらず、広さも十分とれるため、その場所を考えている。
- 村尾副委員長： 工場誘致奨励金900万円の計上であるが、何社見込みか。新たに奨励金を支払うところを予想されているのか。
- 商工観光課長： 3社予定している。柴にある誠和と栃澤金型、下古山にあるグリムファクトリーの3社である。
- 村尾副委員長： この3社は継続しているところか。新規のところはあるのか。
- 商工観光課長： 誠和については継続で、栃澤金型とグリムファクトリーは新規になる。
- 村尾副委員長： 参考までにそれぞれの金額を伺う。
- 商工観光課長： 誠和については324万4,000円、栃澤金型は483万4,000円、グリムファクトリーは92万2,000円を予定している。
- 村尾副委員長： 先ほど強い農業担い手の補助事業があったが、トマトのハウスができるということであった。それはこの対象にはならないのか。

- 商工観光課長：誠和についてはトマト工場の部分ではなく、施設園芸用の機器を製造する部分に対しての奨励金になる。製品を作る工場等が対象となるので農産物を作る施設は対象外となる。
- 貝木委員：空き店舗対策事業360万円は、石橋、国分寺、南河内3地区の中のどれかで予定があるのか。
- 商工観光課長：この予算は前年度までの実績を基に計算しており、6件を考えて計上している。特にどこの地区ということではない。
- 坂村委員：石橋多目的広場整備事業について、今回の資料は、以前に見た平面図と設計が変わっているように見えるが、関係者や市民の意見を聞いてこのような設計となったのか。この形で実施するのか伺う。
- 商工観光課長：石橋駅周辺公共用地利活用計画を策定するに当たり、市民懇談会を3回開催している。こういった意見を取り入れて立てた平面図となる。基本的に建物は建てずに野外でイベントを行えるような形で考えている。半分は駐車場となっているが、通常のアスファルトではなくインターロッキングで、駐車場にもイベントにも使用できるように考えた。また、災害にも使える広場ということで、トイレの南側に黒い点が3つ表示されているかと思うが、これは災害用のトイレを考えている。通常のトイレのほかに災害にも対応できる広場としても考えている。イベントに使用できるように電灯部分にもコンセント類を設置し、いろいろなイベントにも対応できる形で設置している。

### 7款1項3目 観光費

- 坂村委員：天平の花まつり、天平の丘公園の燈桜会について、直接予算には関係ないかもしれないが、本日の委員長の冒頭のあいさつにもあったように、新型コロナウイルスが騒がれているが、所管のそういった行事の今後の実施の有無などわかる範囲で教えていただきたい。
- 商工観光課長：花まつりについては実行委員会を設けて実施しているが、対策のために来週月曜日に緊急の実行委員会を開く予定となっている。対応については実行委員会で決定していくため、現在では中止にするか等の方向性は控えさせていただく。そのほか商工観光課でイベントがあるが、先ほどお話ししたとおり遊具のオープニングについては幼稚園2園を招いてセレモニーを開く予定であったが、中止を考えている。平美林会で、花まつりにあわせて一斉清掃を同日21日に行う予定であったが、それについては延期を考えている。
- 坂村委員：皆さんの大きな関心があるイベントなので、お話しできる状況になったらご報告をお願いします。

- 村尾副委員長：石橋多目的広場の補償費300万円は、今の段階何が必要になったのか。
- 商工観光課長：敷地内に電柱があり、その移設費用となる。
- 村尾副委員長：移設となった場合に、どこに移設するのか。
- 商工観光課長：対象となる電柱が3本ある。広場の4方向道路に囲まれているが、東側に狭い道路があるが、その電柱を若干中に入れる形、広場内に移設を考えている。南側にカーブしているがそのカーブを支える支柱が真ん中あたりに1本あるが、若干邪魔になるのでできるだけ道路側に移設を予定している。完全になくすことはできないので、その移設の3本になる。
- 村尾副委員長：東側にある電柱というのは電線であると思うが、それを道路上ではなく敷地内に入れるということか。
- 商工観光課長：東側の道路は、道路はあるが車が走行できるような幅員がない。今回の整備にあわせて車も通行可能な道路にするため、広場側を若干道路として整備を考えている。そのため今の位置よりも若干広場側の位置に移設となる。

## 8款2項1目 道路維持費

- 貝木委員：通学路安全施設整備事業はグリーンベルトだと思うが、前年度の予算と比べると今年度の予算は若干少なめであるが、同じぐらいなので、今年度実施するグリーンベルトの距離も大体同じと置いていいのか。距離はどのくらいを予定しているのか伺う。
- 建設課長：グリーンベルトの設置であるが、延長については5路線で、1,360メートルとなる。場所によって片側になったり両側になったりするが、要望の箇所を令和2年度に引くこととなる。延長的には同じようである。
- 坂村委員：駅エレベーター・エスカレーター整備について、対象場所を伺う。
- 建設課長：エレベーターについては、各駅東口と西口に2カ所ずつある。エスカレーターについては、自治医大駅に1カ所あるものの改修を予定している。そこは車いすが上がるようになっているが、エレベーターができたためエスカレーターに車いすを乗せなくても支障がないということで、3段をフラットにして車いすを乗せる装置がついていると、かなりエスカレーターに負担があるため、その辺の改修を考えている。エレベーターについては、法改正があり、既存不適格のエレベーターが各駅の6カ所ある。今年度については1カ所、石橋駅の西口の改修を行う。改修内容は、以前扉が開いたまま走行し事故が起きたという話を聞いたことがあると思うが、開口しないような形で動く装置を付けていく。あわせて耐震工事を行う。634万4,000円の内訳として、概算であるが、自治医大のエスカレーターについては、518万7,000円程

度。石橋駅のエレベーターは115万7,000円程度で計画している。

○坂村委員：エレベーターについては石橋駅ということであったが、ほかの駅についての対処はどのようになるのか。

●建設課長：ほかのエレベーターについては、今後随時計画的に改修していく予定である。

○坂村委員：市道街路樹管理について、先日の一般質問で奥田議員が街路樹について質問されていた。特に写真にあった低木の陰で小さいお子さんが見えない危険な箇所の中で、市長からの答弁、瀧澤部長からも答弁いただいたが、この予算内で、次年度にそういった安全に関してしっかり実施していくのか伺う。

●建設課長：市道街路樹管理についての6,944万2,000円であるが、業者委託が主なものである。一般質問で街路樹の低木が伸びすぎていて、小さなお子さんが見えないという話があったが、市長や部長が答弁したように、今後は低めに管理するような計画をしている。これについては維持管理業務の中で、高木1回、低木1回ということで街路樹の剪定が入っている。街路樹管理の要綱の中に、基本的な高さを設けて管理するよう考えている。案としては、基本的な高さは60センチメートルとするよう計画している。

○村尾副委員長：委託料のアンダーパス点検が4施設とあるが、具体的な箇所を伺う。

●建設課長：しもつけアンダー2、4、6、8になる。

○村尾副委員長：路面本復旧合併施工道路管理者負担金とは、具体的にどの場所について負担金が発生しているのか。

●建設課長：例えば下水道や水道の埋設をした後本復旧をするが、すでに傷んでいる道路の場合、水道下水道の復旧をした反対側の道路は傷んだままになり、市民からなぜ傷んでいるのにここも直さないのかという声があったため、そのようなところを水道課にお金を渡して一括して全面復旧するようお願いしている。

○村尾副委員長：負担金という名前で、毎年度決まった金額の500万円を水道課をお願いしているということか。

●建設課長：その通りである。

## **8款2項2目 道路橋梁新設改良費**

○貝木委員：市道2-7号線整備事業、附属資料では54ページにあるが、通称北城通りである。昨年も委員会で現地調査を行ったかもしれないが、整備を

550メートル実施するとあるが、どの辺りを実施予定か。

- 建設課長：この整備延長については全体延長である。来年度実際に工事を行うわけではなく、2-7号線の来年度の予算は、委託費と土地購入費、補償費しかない。用地買収については、1件用地買収する予定である。
- 貝木委員：附属資料を見ると、北城通りの整備を実施すると書いてあったが、まだ道路整備が始まるわけではないということではよろしいか。
- 建設課長：最終的には整備はするが、すぐにというのではなく、この事業の中で550メートル実施するということである。
- 貝木委員：場所がどの辺か教えてほしい。
- 建設課長：予算の附属資料の3ページになる。整備グループで行うところになるが、右側の上から2段目に市道2-7号線、国庫補助対象事業で延長550メートル、幅員16メートルとある。この赤く塗った部分が道路局の補助対象箇所の550メートルとなる。下のほうに点線で赤で書いてある部分は都市局の事業となる。実線の南側については、病院の西南の角になる。そこから北に550メートルという形となる。
- 貝木委員：個人名を出して申し訳ないが、広瀬市長の辺りから倉井酒屋さん辺りと思っていかが。
- 建設課長：市長の所から病院の所までは都市局の事業なので、この事業には入らない。病院の南の角から北に、倉井さんのちょっと先までということになる。
  
- 村尾副委員長：土地購入費が1件で、それに対しての土地購入費が9,250万円ということか。補償する内容は何か。
- 建設課長：建物移転がメインになる。郊外移転になり残地が少ないので、その中で納まらないので、郊外移転で、家屋と倉庫である。石倉等があり結構お金がかかる。
  
- 村尾副委員長：市道9151号線整備事業について、柴地内ということだが、道路の高さが両脇の土地よりも高くなっていて、強固でないため擁壁をして歩道をつけるということでは理解してよいか。
- 建設課長：柴の場所については、図面で言うと一番南側になり、東側が田んぼで低い状態。西側は畑で道路より4,50cm高い。平井自転車から南に入っていくところであるが、片側は道路より高く、片側は低いという状態である。
- 村尾副委員長：低い東側は擁壁を作り、側溝も東側につけるということか。
- 建設課長：令和元年度に東側の田んぼ側に擁壁工事をしている。令和2年度の予算からは、西側に側溝をつけ、畑の土が流れないように土留めを置く。
  
- 村尾副委員長：スマートIC整備事業の移転補償について、予算計上された移

転対象は何件分か伺う。

- 建設課長： 2件である。
- 村尾副委員長： スマートIC整備のために移転しなければならない家屋は、あと何件残っているのか。
- 建設課長： 全部で5件ほどである。

#### **8款4項1目 都市計画総務費**

- 村尾副委員長： リノベーションまちづくり講演委託料について、事業内容と委託先について説明願う。
- 都市計画課長： 59万2,000円計上している。これまでの経緯としては、中心市街地の活性化を図る「栃木県まちなか元気会議」というものが、副知事が会長になって設置されている。下野市は平成30年から参加し、様々な研修等行い、石橋駅と石橋庁舎跡地、石橋病院跡地を結んだ部分をリノベーションの実践地区としてこれまで取り組んできたが、なかなか思うような結果が出ていない。リノベーションまちづくりを行う上では、遊休不動産のオーナー、事業を行いたい人、それを結ぶ人とを結びつけるのに行政がバックアップしていかなければならないということで、補助金を活用しながら取り組みたいと考えている。見識を持った専門の講師をお招きして、2回講演会を実施し、中心市街地の活性化につなげていきたいと考えている。講師については、栃木県まちなか元気会議の中でも指導している東京大学名誉教授の西村先生が広く多くの自治体でこのような取り組みの講演会を行っているので、今回補助事業でお招きし、講演会をして勉強していきたいと考えている。
- 村尾副委員長： 今年度の秋口に商工会の方を対象に実施した講演会を、2回やるということか。
- 都市計画課長： 今年の10月に堀先生という東京大学の名誉教授を招いてやったのは、景観形成の啓発を図るという意味合いで県の事業を活用して行った。それとは別に、リノベーションという切り口で別の先生を招き、講演会をしたいと考えている。
- 村尾副委員長： 委託先について話したか。
- 都市計画課長： 西村先生はワークヴィジョンズという会社を作っているのだからそこになる。
- 村尾副委員長： 今年度実施した景観形成についての講演会は、たまたま情報をキャッチして聴講したが、あまり周知されていなかった。内容はとてもおもしろく、将来が展望を抱けるような感じで、せっかく有名な先生においでいただけるのであれば、限られた人だけでなく、広く対象を考えた方がよいと思うが、どういう開催の仕方をする予定なのか。
- 都市計画課長： 今回のリノベーションの関係では空き店舗の活用として、商

店が張り付かないと活性化が図れないだろうということで商工会や商工観光課と連携し、創業塾という商工会の方で店を持つために研修している方へも声をかけ、市民にもPRしながら、興味のある方に参加していただけるよう、広く周知していきたい。

○村尾副委員長：とちぎ材の家づくり耐震支援とは、市単独の補助事業なのか。

●都市計画課長：100%県の事業であり、昭和56年の旧耐震基準の建物を新たに建て替えした際に、県産材を10立米以上使った場合に10万円の上乗せ補助があるもので5件を見込んでいる。

○貝木委員：屋外広告物管理事業というのはどのような事業か伺う。

●都市計画課長：平成21年に県から屋外広告物の事務関係の権限移譲があり、屋外広告物を設置、更新する場合に、県でなく市へ届け出るので、その事務処理のための予算となる。

○貝木委員：市でなく民間で建てる場合も許可をもらうということか。

●都市計画課長：民間の方が道路沿いに広告を出す場合、県の条例に基づき、看板の大きさなどの届け出を出すのだが、それを市に出してもらう。

○貝木委員：私のところも建設関係の仕事をやっているが、家でも看板が道路沿いに出ている。平成21年より前にあったものだが、そういうのも届け出が必要なのか。

●都市計画課長：原則的には届けていただく形になる。

○坂村委員：空き家対策事業の中の、特定空家等除却について、どのくらい見込んでいるか伺う。

●都市計画課長：特定空家等除却は今年度10月から運用している事業で、安全安心課の基準に該当するものを特定空き家とし、建物、建物に附属する工作物、敷地の定義に該当するもので、基本的に危険なものでそのまま放置すると倒壊する恐れがあり周辺に影響が大きいとされるものが対象となり、単なる空き家は対象外である。特定空き家に該当する場合、限度額50万円の補助金（事業費の2分の1）で2軒を見込んでいる。また、建物の構造や設備が著しく不良で住むことが出来ない危険な空き家を不良空家とし、国の「外観目視による住宅不良度判定の手引き」を活用して調査し、該当した場合には限度額として30万円の補助金を出す、それを3軒で見込んでいる。

○坂村委員：所管が安全安心課だが、この部分は都市計画課が所管である理由を伺う。

●都市計画課長：平成29年度、平成30年3月に安全安心課で下野市空き家対策計画を策定し、その中で空き家バンクの運用と空き家住宅の除却支援は都市

計画課だと位置づけがされており、空き家バンクと除却の補助を、都市計画課で計上している。

○坂村委員： 了解した。今後も所管は都市計画課だと思うが、安全安心課で所管をまとめたほうがスムーズなのではないかと思うがいかがか。

●都市計画課長： 空き家バンクの関係で問い合わせをいただくが、窓口にお越しになる方は、対策本部は安全安心課にあり、空き家の運用は都市計画課で分かりづらいという意見もいただいている。令和3年4月には開発の関係の許可が県から市に降りてくるので、事務量も勘案しながら今後内部で検討し、取り組んでいきたいと考えている。

○村尾副委員長： 所管が安全安心課ということだが、特定空き家というのはどれくらいの軒数があるのか。

●都市計画課長： 平成29年3月末現在、安全安心課で空き家等実態調査を行った中で特定空き家候補と呼ばれるものが38軒ということだった。

○村尾副委員長： 都市交通マスタープラン策定事業について、プラン策定検討委員会が設置されると思うが、構成メンバーはどのように考えているか伺う。

●都市計画課長： 来年度から具体的に計画を策定させていただきたい。委員の構成については、25名以内の委員で考えており、具体的に、学識経験者、地元団体関係者、交通事業者、関係行政機関の職員、公募による市民の代表を入れ、今年度公共交通網形成計画を安全安心課で作っているのを参考にして、同じような組織で検討を進めていきたいと考えている。

○村尾副委員長： 地域公共交通会議のメンバーと重なる部分があるということか。

●都市計画課長： おっしゃるように重なる形で計画策定していきたいと考えている。

○村尾副委員長： 都市交通体系調査支援というのは、補助金が入ってくるようだが、調査内容を伺う。

●都市計画課長： 来年度の具体的な総合都市交通体系調査というのは簡易型パーソントリップ調査というもので、2,000世帯を対象に、人の動きを調査するのと、アンケート調査を行い、実態を把握していくものが主体であり、一人の方がいつ、どこから、どこまで、どのような目的で、どのような交通手段を使って移動したかというのを調査票に基づき提出していただく調査である。

○村尾副委員長： 委託先というのは、公共交通網形成計画策定業務を委託するところと同じになるのか。

●都市計画課長： 今年度の計画策定においても公共交通網形成計画の策定業者

と、都市交通マスタープランの策定業者が異なる2つの業者に依頼している。計画を進める中で、細かな部分で双方の業者との間に役所が入って色々連携しながら作っているのが、今のところ特段問題なく進めている。したがって、業務の今後の効率的な運用という部分では、今までやってきた業者に引き続きお願いした方がよいかと考えているが、最終的には指名選考委員会で調書を付議し決めていきたいと考えている。

○村尾副委員長： 開発行為移譲事務費は県からの権限移譲に備えるということだが、令和2年度の職員体制はどうなるか。

●建設水道部長： 令和3年の4月1日からで、県での開発行為を下野市の方でする。内容としては事務量が多くなるように思うが、今どういった体制でやるかということについては人事の面で言えないこともある。都市計画課としては、近隣の市ですでに移譲を受けている自治体を提示し、総務の方にも万全な体制をとお願いしている。今具体的な形はできていないので、お答えできるのはこの程度になってしまうがよろしく願います。

○村尾副委員長： 令和3年度に向けてなのか、令和2年度から考えていくのか。

●建設水道部長： 開発行為は、土地利用をどうするかという大変な作業で、令和元年度ですでに市の職員一名に県の都市計画課に行ってもらい、令和2年度まで引き続き勉強していくような状況である。令和3年4月に経験のない職員がいきなり来てできるわけではないので、令和2年度の体制からの準備を含め総務人事課に検討をお願いしている。

○村尾副委員長： 景観計画策定事業の景観計画基礎調査の内容を伺う。

●都市計画課長： 景観計画を策定するために、景観の現状や景観づくり、市民参画の意向について、2,000世帯を対象にアンケート調査を実施したいと考えている。それらを踏まえて、課題整理や景観計画の区域の設定や策定方針等を検討しながら、令和3年度に景観計画を策定していく形になる。その前段の資料作りを行っていききたい。

○村尾副委員長： 関連があるかと思うが、歴史的風致維持向上協議会が設置されるが、構成メンバーと歴史的景観都市協議会総会と組織との関係性を伺う。

●都市計画課長： 歴史的風致維持向上協議会は、29、30年度の2カ年で歴史的風致維持向上計画を策定した。その中に維持向上させるための事業として20事業を位置付けている。それらの事業をどのように進めているかの進捗管理等を行い、最終的には国に報告する。委員は18名で、本年10月に委員をお願いして組織したものである。委員構成は、学識経験者3名、関係団体8名、関係行政機関2名、市職員2名、その他国土交通省関東地方整備局にオブザーバーとして入っていただき、全部で16名の委員で組織している。負担金につい

ては、歴史的風致維持向上計画を策定した団体が毎年1回集まる総会があり、そこに参加するための負担金である。

- 村尾副委員長： 計画に定めた20事業が、毎年どのように進んでいるかの進捗状況を検証するところが歴史的風致維持向上協議会ということになるのですね。
- 都市計画課長： その通りである。

### 8款5項1目 住宅管理費

- 貝木委員： 市営住宅について、前年度より35万円程下がっているが、2棟あるうち半分しか入っていない。古い建物なので新たな人を入れないということなので、昨年80何万円で、60何万円決算で残っているから30万円くらいしか使っていないと思うが、今年度も50万円くらいの歳出を見込むということは、今住んでいる方に使うなどして毎年修繕をする予定なのか。
- 都市計画課長： おっしゃるように修繕費を若干減らした経緯がある。市の総合管理計画だったと思うが、公共施設のマネジメントの関係で、この施設はもう手を加えない、建て替えをしないという方向性が出ており、その中で、修繕で対応するという結論が出ている。35年以上経っているので、いろいろな部分で修繕が必要になってくると思うが、予算を措置してなにかあったときには対応しようと考えている。
- 貝木委員： 住んでいる方にはありがたいと思うが、貸家での仕事をするところもあるが毎年手厚くやっている大家は見ないものであるので、住んでいる方がある程度やるのも仕方ないとは思っている。

### 【総括質疑】

- 石田委員： 専決処分で報告があった件について、ここ5年間の道路関連の事故を見ると石橋地区が8、9割であり、石橋地区が多いという批判を受けている。この前の事故の状況を見ると、同じ路線で同じ日に2件の事故があった。そのあたりの経緯を伺いたい。事故の間隔が1時間以内で対応する時間がなかったとかもあるので説明願う。
- 建設課長： 写真、図面を用意したので配布する。状況等については、昨年11月23日の土曜日に2件の事故があった。1件目は夜の8時ごろにパンク事故が発生した。2件目については夜10時ごろにパンク事故が発生した。2回目の事故の時に警察に通報があり、夜だったので市へは連絡がなかった。警察から市に連絡があったのは、翌日の日曜日の朝8時30分であった。市は早急に対応ということで、雨の中、穴が開いた場所は線路の東側で茂原の西側の市道に穴が開いていたわけだが、現地に行き、内容確認してすぐにパッチングを行った。穴の状況は写真のとおりであり、日曜日の朝9時ごろである。カラーコ

ーンが置いてあるがパッチングを行っている。被害者は、夜であり雨も降っていて、視界も悪い状況であり、穴が開いていることに気付かず、路肩部分ではあるが、車で走行し左前輪をパンクしたということであった。夜8時、10時と続けて発生した。そのような状況であった。

○石田委員： 内容は理解した。図面で水色の線が引いてあるところが下野市内で、その間は上三川町ということで境界が飛び飛びになっている。旧石橋町の町道であるが、北の端ということであり、上三川町との入り組んでいるところである。あまり市の職員は通らないのかもしれない。こういう状況で、石橋が一番道路が古いとか言われるが、再発防止に対して、このようなことが起こった時にどうするのか。次の日までおいたらもっと台数がふえても不思議ではない。またこのようなことが起こる可能性はあるわけである。職員が通る道であれば連絡があったり、我々も報告しているが、今後に向けてのマニュアルみたいなものを、道路管理者として考えているか。

●建設課長： 現在の管理状況について、毎月1回職員向けウェブに掲載し、道路欠損部分があったら連絡してくださいとお知らせしたり、現業の方にパトロールを強化してもらっている。パトロールをしていて穴が開いているところについてはすぐにパッチングを行っている。また、市でも通報システムがある。今年度34件の通報をいただいている状況である。職員もなるべく現場に出た時には同じ道ではなく、違った道を通って帰ってくるような対応もしている。今後さらなるという形になってしまうが、維持管理について、市内を3地区に分けて業者に保守業務を委託しているが、今後よく見るようお願いすることで考えている。

○石田委員： 維持管理の業務ということで、予算書を見ると維持管理業者を3社設定している。それは、維持管理も行うし、見回りというものもある。その辺を特に業者をお願いし、また、建設業組合、管工事組合、造園業組合があるので、一般市民が見ても危険と思わない箇所でも、業者であればそのあたりの感覚も違うので、業者間、組合の連絡網みたいなもので、何かあったらすぐに連絡するような体制を整えていただければと思う。関連で保険についてはどのようなか。

●建設課長： 保険の対応については、全国市町村総合賠償保険に加入しており、その保険で対応している。職員が被害者と交渉して決めている状況である。

○石田委員： 一番心配しているのは、本人が市役所に交渉に来るのであればいいが、自分で加入している自賠責保険や任意保険に頼んで市とやり取りすることではないのか。

●建設課長： それは本人と市で話し合っている。

○松本委員長： 以前にも、同じ日に同じ場所であったことがある。私たちが言

いたいののは、事故が何時にあったという通報を受けて、土曜日とか日曜日とか夜間であったとかではなく、一番最初に届けるのは本人であると思う。もしかすると自動車屋さんに入ってから来ると思うが、そのあたりの流れはどうなっているのか。

- 建設課長： その件については、土曜日に2件の事故があったが、本人から連絡があったのは月曜日であった。警察から日曜日に連絡があって対応した形である。穴が開いていることがわかったのは、日曜日の朝に建設課に連絡があって初めて判明し、対応したということである。
- 松本委員長： 5年間で対応した保険会社は何件くらいあったのか。
- 建設課長： 相手方はいろいろである。修理屋から見積もりが来ることもあるので、バラバラである。決まったところから来るということはない。
  
- 石田委員： 委員長が心配しているのは、請求書の業者が同じであると、故意というわけではないが、不可解に思ってしまうということである。今回2件であるが、平成29年10月21日には市道1-3号線で同日に3件あった。こういうことが多い。特に、また石橋だということで、石橋は叩いて渡れば穴もわかるが、そうではなく事故になってしまったので、くれぐれも気を付けてもらうことと、業者に頼んでも監視をしていただくということをお願いする。
- 建設課長： 委員がおっしゃったとおり、業者の方のほうが道路関係は目につくことはあると思うので、各業者、組合にお願いして注意しながら市道の管理をしていきたい。
- 松本委員長： 事故が1件でも少なくなるよう、職員も我々も取り組んでいきたいと思うのでよろしく願います。

## 6款1項5目 農地費

- 石田委員： 農地中間管理機構関連農地整備事業について、石橋の北部地区かと思うが、地区の方は何で止まってしまったのかと。間髪を入れずにどんどん進めてもらいたいと。年度が替わると職員も替わり、この前災害があったということもあり、すごく悩んだりして、まとめて換地を行うという段階での同意等について心配している。他の役職を降りて責任者として何とかやってみようと思っていたが、話が止まってしまったと言っている。止まったわけではないと思うが、役所に話しておくよという話をしてきたので、そのあたりの現状はどうなっているのか。
- 農政課長： 昨年度、現地を見ていただいた上古山のほ場整備事業である。昨年同意を集めて申請を行い、来年度から調査計画に入れればと想定していたが、そこまで達しないということで、県の予算が付かず、もう1年準備期間をおかせていただき、調査業務320万円を入れさせていただき、来年には調査計

画の本申請をしたいということで、止まらないように予算をいただき、ゆっくりではあるが進めていくということで考えている。令和3年度には調査計画に入れるよう準備を進めている状況である。

- 石田委員： 県の事情もあると思うが、実際には地元のまとまりがよければ県でも動くということもあるだろうが、まだそこまで理解を得られていないということもあるかと思う。攻められればその気になるということもある。年々歳を取って、ほとんど仕事ができなくなってしまう人のほうが多いわけなので、ただ、あの地域には、特に若い人で何人か育っているの、早いうちに補助事業を付けてお願いしたい。

### 7款1項3目 観光費

- 村尾副委員長： 天平の丘公園周辺管理事業について、後に詳しく説明があるのかと思うが、天平の丘公園再整備基本計画策定支援業務と都市再生整備計画策定支援業務があるが、目的と内容について伺う。
- 商工観光課長： 歴史的風致維持向上計画の関係で、天平の丘公園周辺は国分寺跡と国分尼寺跡ということで、この区域に指定されたことで、社会資本総合交付金の公園整備事業も対象となった。令和4年度にこの交付金を受けるために、来年度、都市再生整備事業の計画が必要となる。それに伴う基本計画ということで2つの計画の策定が必要となるので、この業務委託を計上している。
- 村尾副委員長： 補助を受けて整備するために策定が必要なので実施するということですね。1年でできるのか。
- 商工観光課長： 都市再生整備事業が5年間であるので、令和4年から令和8年までの5年間で整備することになる。
- 村尾副委員長： 計画策定は単年度で実施するのか。
- 商工観光課長： その通りである。基本計画を策定して、交付金を受けるにあたって都市再生整備計画が必要となるので、次年度で両方の計画を策定する。

### 8款4項4目 公園費

- 村尾副委員長： 公園施設維持管理事業の委託料で大松山運動公園陸上競技場芝維持管理1,237万5,000円がある。結構な額であるが、以前、次の芝を育成するために、旧南河内のゲートボール場で栽培するという話を聞いたが、維持管理をしていくために、どのように取り組むのか。
- 都市計画課長： 陸上競技場の芝の維持管理は、保守管理の費用であり、陸上競技場内の芝をメンテナンスしていくための費用で、育成の部分とは異なる。
- 村尾副委員長： いずれ芝は更新しなければならない。その芝は自分たちで栽培していくことは考えていないのか。

- 都市計画課長： その辺は確認させていただきたい。
- 村尾副委員長： 今回の保守管理の部分の委託先はどこになるのか。
- 都市計画課長： 造園建設業組合にお願いするが、緑地一括管理と大松山運動公園陸上競技場の芝管理ということで、1本で発注している。中身の諸経費の計上等が異なるということで、別メニューという書き方をしているが、一括で発注する。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

延会

— 第2号 —

○会議日時 令和2年3月6日(金) 午前9時30分～午前11時45分

○場所 議会特別会議室

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	松本賢一	副委員長	○	村尾光子
委員	○	坂村哲也	委員	×	五戸豊弘
〃	○	貝木幸男	〃	○	石田陽一
			出席 5人 欠席 1人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
産業振興部長	栃本邦憲	建設水道部長	瀧澤卓倫
農政課長	清水光則	農業委員会事務局長	近藤善美
商工観光課長	伊澤巳佐雄	建設課長	保沢明
都市計画課長	伊澤仁一	区画整理課長	濱野岳仁
水道課長	神戸良和	下水道課長	長塚章

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	谷田貝明夫	議事課長	上野和芳

○議員傍聴者 磯辺議員、石川議員

○一般傍聴者 1名

1. 再開

2. あいさつ 松本委員長

4. 事件

〔発言の申し出〕

- 都市計画課長：昨日のご質問への回答に対して、3点報告がある。都市計画総務費の中のリノベーションまちづくり講演の中で、想定している講師につ

いてのご質問があった際に、肩書を東京大学の名誉教授と説明したが、再確認したところ、東京大学大学院の工学系の研究科の修士課程を卒業された後、株式会社ワークヴィジョンズという会社を起業され、現在は、東京芸術大学美術学部の非常勤講師をなされているということで、誤りがあったので、訂正願う。2点目は、同じく都市計画総務費の中の屋外広告物管理事業の屋外広告物の設置の取り扱いについて、原則届出が必要である旨説明させていただいたが、お店の名前や商標、自己の事業や営業内容を表示するために自己の営業所等に掲出する自家用の広告物については、面積の合計が10平米以下である場合には許可が不要になることを付け加える。3点目は、総括質疑で質問があった大松山運動公園陸上競技場の芝の取り扱いの関係であるが、維持管理ということで、発注の形態としては緑地一括管理ということで説明したが、競技場内の芝の不良箇所が生じた場合には、管理所管課となるスポーツ振興課に確認したところ、受注者と協議を行いながらその業務範囲内でやりくりを行いながら対応するという内容であった。芝の移植の件であるが、競技場内の芝について不良箇所が生じた場合には、競技場外のアウトフィールドから移植をして対応するというので、改めて別の場所での育成等はやっていないとのことであったので、よろしく願います。

<b>議案第10号</b> 令和2年度小山栃木都市計画事業石橋駅周辺土地区画整理事業特別会計予算
--

**質疑・意見**

**[歳出]**

**1款1項1目 土地区画整理事業費**

○貝木委員： 物件移転の補償費について、これは何件ぐらいか。

●区画整理課長： 工作物1件分である。

○坂村委員： 現在の進捗状況を伺う。

●区画整理課長： 昨年度から同じような状況で心苦しいところであるが、施工期限が令和2年度までと迫っている状況で、まだ合意には至っていない。早期完了に向けて、県からの指導を受けながらさまざまな手法を検討し、進めてきたところであるが、至っていないということである。今年度については、春先にご説明したように従来とは全く異なった手法で進めている。ただ残念ながら同意には至っていない状況である。2年度には事業計画の変更をしなくてはならないという状況に来ているため、このまま延長期間の延長だけとはいえないと思う。その際には直接施工というスケジュールも視野に入れながら並行して交渉を続け、最終的には難しいとは思いますが、法的なことをせず合意にいけるように進めていきたい。心を開いていただくことが大切であるとい

う状況も見えてきたので、重ねて行って交渉していくということが今できることと考えている。

○坂村委員： 同じような質問になってしまうかもしれないが、昨年と状況に大きな違いがないということであるが、見通しとしては交渉にのってくれるのかどうか詳しく聞かせていただけると有り難い。

●区画整理課長： 交渉については世間話等にはのってくれたりはあるが、本題に入るとこれまでの十数年間の行政への不信感を持っているところもあるので、その辺から崩していかないときちんとした話にいけない状況である。ただそれでは進まないで、心していきたいと考えている。

○村尾副委員長： 事業計画変更作成とあるが、令和元年度も同額計上されていたと思う。作成は令和2年度に同じ作業をするわけではないと思うが、どこまでできていることになるのか。

●区画整理課長： 事業計画は今までに何回か変更してきて、最終的にどこを直すのかというと、事業年度の最終年度末を延ばす。今は令和2年度末となっているが、それを令和5年度末や令和6年度末に延ばすということで、それほど大きく内容が変わるということではない。最終的に事業計画の中には執行計画などが入ってくる他、今までと違った案を持って交渉しているが、その案でいけることになれば事業費の変更等が出てくるので、その辺が変更箇所となる。

○村尾副委員長： 事業計画変更作成の令和元年度分の成果品というのはあるのですね。どの程度進んだかということ。

●区画整理課長： 説明がおかしくてすみません。年度ごとに事業計画を変更するというのではなく、現在ある事業計画の期間を変更するために、もう一度変更するということである。昭和63年から始まった区画整理であるが、10回ほど変更しているので、それをまた変更するということである。

○村尾副委員長： よく呑み込めないのだが。最終年度を、令和2年度末を延ばさなくてはいけない状況で、この予算は令和元年度にも同額計上されていた記憶がある。なので、その分は何ができたのかということである。

●区画整理課長： 前年度も同額程度取っていたが、昨年度から今年度の最初にかけては道路計画を変更する案で交渉をしていた。道路形状を少し南側に振るとか画地を変える設計等の費用として計上していたが、実際にその案はできなかったもので、元年度については支出がなかったということである。2年度については同じような額であるが、事業計画の変更を計上させていただいた。道路計画自体は動かないにしても事業年度の変更をしなくてはならないので、その部分の業務委託を計上したということで、金額的には同じようであるが、中身は違うということである。

- 村尾副委員長： 元年度の支出は。
- 区画整理課長： 元年度については支出していない。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第11号 令和2年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業 特別会計予算
---

質疑・意見

**[歳入]**

**4款1項1目 不動産売払収入**

- 村尾副委員長： 土地売払収入に保留地処分金があるが、これは何件を予想しての計上か。
- 区画整理課長： 一般保留地分としては4件を見込んでいる。そのほかに随意契約であるつけ保留地について5件の68万5,000円、合計して3,813万5,000円を見込んでいる。

**5款1項1目 一般会計繰入金**

- 村尾副委員長： 定期償還金充当分であるが、元年度の予算に比べると10倍以上となっているが、急に償還額が増えたのはなぜか。起債分の償還金ですよね。
- 区画整理課長： 定期償還金の増額分については、平成30年度と令和元年度に起債した区画整理公共事業債の元金と利子分の償還となる。元金の償還が令和2年度から始まるということで、今年度に比べ上がっているという状況である。

**8款1項1目 土地区画整理事業債**

- 村尾副委員長： 公共事業等債、3,370万円を起債するわけだが、先ほど伺ったように平成30年度から起債しているということである。現在のような事業の進み具合だと、起債はどのように推移していくのか。大体3,370万円ぐらいを毎年借り入れるということになるのか。
- 区画整理課長： これについては、社会資本整備総合交付金の対象事業でいただく事業費の半分、50%のその90%を起債と見込んでいる。今回の場合事業額として、1億5,000万円が補助対象額と見込んでいるが、毎年査定で5割になったり、3割になったりするが、今回は50%とみて、7,500万円の2分の1の90%ということで3,370万円を計上した。毎年の配分率によって違うということで、毎年これくらいの額ということは申し上げられないということである。

## [歳出]

### 1款1項1目 土地区画整理事業費

- 貝木委員：先ほどの石橋駅周辺事業と同じような質問であるが、物件移転の補償費について、何件分か伺う。
- 区画整理課長：補償費として1億9,300万円の計上をしているが、内訳としては、社会資本整備総合交付金事業の対象として移転補償費を考えているのが2件、一般会計からの繰り入れで行う移転補償費が13件、合計15件を見込んでいる。その他、使用収益不能や休耕補償ということで使用収益ができない土地の人に対する費用として、1平米あたり163円が2万7,600平米ということで450万円、電気工作物の移設で電柱の移設10本分を550万円で見込んでいる状況である。参考として経済建設常任委員会の予算附属資料として配付した5ページの一覧表をご覧いただきたい。
  
- 村尾副委員長：委託料の中に発掘調査があるが、この場所と発掘する期間を伺う。
- 区画整理課長：附属資料の6ページの物件補償の物件位置図を見ていただくとわかるが、補償契約を行っていく北側の辺りが今交渉している所である。これがまとまって移転が終わった場合、この辺は大体包蔵地に入っているの、この辺で出てくるかと思われた時に実際に使っている。この箇所をいつからいつまでということは決まっていないが、計上している状況である。
  
- 村尾副委員長：第一工区と第二工区の間、県道に信号がある。東根に向かう道路になるが、令和2年度に移設される予定はないのか。
- 区画整理課長：令和2年度では移設する予定はない。
- 村尾副委員長：移設の時期は決まっていないのか。
- 区画整理課長：今年度工事が遅れた都市計画道路が、まだ工事が終わっていないので、その進み具合を勘案しながら協議することになる。
- 村尾副委員長：先ほどの物件補償で、仁良川十文字のところだが、現在県道になっている。地権者1・2・5のところの県道にある交差点で、移転補償があるが、県道に係る部分は市が負担して行うのか。
- 区画整理課長：区画整理地内であるので市が行うが、県の補助金としてその部分が多少入ってきている。工事に国庫補助がついてきた場合に、その裏負担で入ってきているが、基本的には補償については市で行っている状況である。
- 村尾副委員長：確実に県が補助するということではないのか。
- 区画整理課長：そういうことになる。市の事業の中で行っているということである。ここの道路については、南北の結城石橋線も、東西の栃木二宮線も都市計画道路である。県の補助というよりは都市計画道路であるので、そのもの

について補助が入っているので、そのあたりの費用は補助金として入ってきている。

- 村尾副委員長：それはどのぐらいの額になるのか。何割とか算出できるのか。
- 区画整理課長：事業計画書が手元にないので、後ほどお答えさせていただく。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

<b>議案第12号</b> 令和2年度下野市水道事業会計予算
--------------------------------

**質疑・意見**

- 貝木委員：給水戸数22,400戸について、本市の戸数の何割になるのか。
- 水道課長：市内の世帯数に対する割合ということか。
- 貝木委員：給水戸数とあるので、市内に何世帯あるかわからないが、その何割になるのかを伺った。概ねで構わないので。
- 水道課長：後ほど報告させていただきたいと思うが、給水件数の中には住民票をもってきていない方もいるので、純粹に市民の世帯数がいくつで、その何%という形では出てこない。
  
- 村尾副委員長：現地調査で上台地区辺りに行ったが、今回、重要給水施設配水管更新工事は上台に790メートル布設するということであるが、道路工事と一緒に行うのか。別に行うのか。
- 水道課長：附属資料8ページ、図面で赤で書かれているところが、重要給水管の配水管工事ということで、左上の上台地区になる。ふれあいセンターが避難所になっているので、そこまでの管路の耐震化を行う。道路工事と一緒にやるというわけではない。
- 村尾副委員長：令和元年度は南河内の第二給水区域と第一給水区域がつながる工事をする予定だったと思うが、すでにつながったのか。
- 水道課長：橋梁工事2本を予定しており、いずれも終わった。第一配水場の一部について、第二配水場区のほうへ移転している状況である。
  
- 坂村委員：予算規模を説明願う。
- 水道課長：収益的収入と収益的支出、資本的収入と資本的支出、これらの支出の金額となる。収益的支出が8億9,609万4,000円、資本的支出7億3,324万5,000円、合計の16億2,933万9,000円が予算規模となる。
- 坂村委員：修繕費が上がっているが、水道施設に関して老朽化や問題となっている点がないかを伺う。
- 水道課長：水道施設の老朽化となると、第一配水場系、石橋地区は昭和48年頃の建築ということで、かなり古くなってきている。今後、建て替えなどを計

画していかなければならないと考えている。

## 給与費明細書

- 村尾副委員長： 会計年度任用職員以外の職員の人数について8名職員がいるが、損益勘定支弁職員と分類されているが、資本勘定支弁職員に配置されないのはなぜか。
- 水道課長： 予算の構成上、損益と資本と分けるべきだが、人件費すべて損益勘定で計上しているのので、損益勘定に計上されている。
- 村尾副委員長： 下水道も企業会計になったので比較したところ、下水道は分けている。同じ企業会計で、水道はそうしないというのは何か理由があるのか。
- 水道課長： 調べて回答させていただく。

## 収益的収入

- 村尾副委員長： 営業外収益で雑収益に入ると思うが、太陽光発電電気料の収入はどこに出てくるのか。
- 水道課長： 雑収益に入っている。昨年度と比較して金額が上がっているかと思うが、昨日の補正予算で減額した国の移転補償もこちらに含まれている。
- 村尾副委員長： ここに計上されている電気料収入はいくらになるか。
- 水道課長： 薬師寺と中大領の個別には出していないが、両方を合わせて411万8,000円程度を計上している。
- 村尾副委員長： この額が減額になるということか。
- 水道課長： 補正予算は令和元年度で、従来、資本的収支の収入の国からの補償分が減額となる。その減額した分が令和2年度入ってくるので雑収益に1,800万円を計上している。
- 村尾副委員長： システムリース受託等というのは新たな収入源になるのか。どういうことか説明願う。
- 水道課長： 下水道使用料賦課徴収事務と併せて料金システムのリースを行っている。下水道分の取り扱いも行っているのので、下水道と折半し、下水道会計から水道会計にいただいている額を計上している。

## 収益的支出

### 1款1項1目 原水及び浄水費

- 坂村委員： 水質検査委託料があるが、水質について、指摘されることはないか。
- 水道課長： 水質検査は毎月、項目数は違うが行っている。特に問題になる部分はない。昨年までは石橋4号井に問題があったが現在は廃止し、問題のある井戸はない。

- 村尾副委員長： ホームページ上に経営状況の公表がある。下水道の方は平成30年度分が出ていたが、水道は出ていないのはどうしてか。
- 水道課長： 水道については県を通じ国から連絡があり、本日の5時に全国一斉に掲載するという事で予定されていた。5時を過ぎればご覧いただける。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第13号 令和2年度下野市下水道事業会計予算
--------------------------

#### 質疑・意見

- 貝木委員： 水洗化戸数2万162戸とあるが、本市での割合はどのくらいか。
- 下水道課長： 水洗化率について、新年度予算なのでまだ正確なものはないが、下野市は平成31年4月1日時点で、水洗化率が96.6%になっている。
- 貝木委員： 残り4%弱は浄化槽ないしそれ以外ということか。
- 下水道課長： 浄化槽又は汲み取りの方になる。

#### 給与費明細書

- 村尾副委員長： 会計年度任用職員以外の職員について、今年度に比べ令和2年度は特別職が1人減となるわけだが、特別職はどのような方があっていたか。
- 下水道課長： 新年度から会計年度任用職員に変更になり、今まで嘱託員として宅内排水管の検査と指導等をしていた方の取り扱いが変更になった。
- 村尾副委員長： その方は会計年度任用職員になるということか。
- 下水道課長： 12ページの会計年度任用職員の数について、一般職が2名となっており、嘱託員だった方1名と臨時職員1名、合わせて2名が会計年度任用職員に該当になる。

#### 収益的支出

##### 1款1項1目 汚水管路費

- 坂村委員： 河川水質調査、飲食店等の水質分析について、指摘されるところはないか伺う。
- 下水道課長： 特に指摘事項等はない。施設から排水するところに関して問題はない。
- 村尾副委員長： 委託料で、水質分析調査とあるが、どの地点でどのような分析をするのか。ここ数年の変化はあるか伺う。
- 下水道課長： 県の流域下水道施設に最終的に接続するが、その接続箇所での調査になる。県の施設に流すので、県で決められた検査項目の基準値を超えて

排水があるかどうかの検査としてやっているが、今まで特に問題が生じたことはない。

○村尾副委員長：定期的に、年間を通してやっているのか。

●下水道課長：定期的に検査を行うが、毎月ではなく年2回程度というような形になる。

○村尾副委員長：個別浄化槽管理とあるが、何件くらい引き受けているのか。

●下水道課長：4件分になる。

○村尾副委員長：下水道緑地管理とは、雨水管路費の中にも緑地管理があるが、どういう区別で具体的にどこの箇所を管理しているのか。

●下水道課長：下水道の施設としてポンプ場があり、ポンプ場の緑地が汚水の方で、雨水については調整池の緑地管理がはいつてくる。

○村尾副委員長：農集排の処理場に係る緑地管理は計上されていないということか。

●下水道課長：3目処理場費の委託料の植栽等維持管理の中に含まれる形である。

### **1 款 1 項 2 目 雨水管路費**

○貝木委員：雨水管路費について、今年度300万円ほどの増だが、去年の台風被害は関係ないのか。

●下水道課長：増の理由としては、仁良川の区画整理のところの雨水で、第2調整池を令和元年度から使用し始めているということで、その緑地管理分の増である。

○貝木委員：よくわかったが、台風は関係ないということによろしいか。

●下水道課長：特に台風があったことでの増ではなく、消費税が10%になった関係で、単価等が多少上がったのが主になる。

○村尾副委員長：資本的収入及び支出の、一般会計補助金と一般会計負担金があり、収益的収支にも一般会計からの繰り入れが計上されているが、合計しても令和2年度一般会計当初予算の下水道会計負担金の額と合わないが、なぜか。

●下水道課長：26ページの1款1項2目雨水処理負担金も一般会計からの負担金であり、これを合わせるとイコールになる。

## **資本的支出**

### **1 款 1 項 3 目 雨水管路費**

- 村尾副委員長：委託料の中に、ストックマネジメント実施方針策定とあるが、内容を伺う。
- 下水道課長：総合政策課で公共施設等総合管理計画が策定されているが、その中の個別施設計画として、インフラの方で下水道も含まれている。位置づけとしては、国のインフラ長寿命化基本計画の関係で、下水道施設全体についてもストックマネジメントとして長期的な視点に立って、今後の老朽化等を考慮して優先順位付けし、施設の点検・調査、修繕・改善の実施を行うことで施設の適切な管理をしていくということでの計画を、令和2年度から策定に入る。下水の施設は耐用年数が管路等50年とあるが、現在40年を超え50年近くなっている場所もあるので、それを考えると今の段階から、計画的に維持管理をしていかないといけないので策定を行い、令和3年度からは優先順位付けした上位から点検・調査等が入り、計画的に修繕等入っていけるようにする。
- 村尾副委員長：令和2年度に方針策定ができて、順次調査・点検と事業実施となる運びということで了解した。農集排を廃止し、公共下水道につなげていく計画があると思うが、この計画に盛り込まれていくことになるということか。
- 下水道課長：農集排の接続をするかしないかに関わらず、下水の施設として市の施設を優先順位付けした上で点検していくので、接続はそれとは別で、あくまで維持管理、長寿命化を考えたいうえでの計画になる。農集排が接続になるので、処理場の取り扱いは接続を前提にした上での対応ということで計画に盛り込んでいく。
- 村尾副委員長：令和2年度の予算には農集排の接続というのは、公共下水道に編入するとして予算計上されているか。
- 下水道課長：37ページの2目の污水管路費、委託料の管渠基本設計500万円が農集排接続の設計に令和2年度に入れればと計上している。
- 村尾副委員長：元年度も500万円計上されていたようだが。
- 下水道課長：元年度にやりたかったが、手続きが時間を要するというので、支出を取りやめ、令和2年度再度計上する形になる。
- 貝木委員：雨水管の警報の会社が、雨水管の警報が頻繁に鳴り、そのたびに社員を出さなくてはならず、警報をどうにかしてもらいたいと。その会社も社員を出せば手当を出さなければならないし、夜中にちょっとしたことで鳴ってしまうようなので、注意して、直すかしていただきたい。
- 下水道課長：以前状況を聞いたので、機械の点検をし、修繕も終わったので、今現在はないと思われる。今後あれば機械の不備として点検・修繕等考えていきたい。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

〔発言の申し出〕

- 区画整理課長：先ほど仁良川土地区画整理事業の補助についてのご質問にお答えする。仁良川土地区画整理の補助事業については、都市計画道路4路線などを対象とする補助幹線道路を、用地買収方式で整備した時の事業費、建設課で行っているように道路を拓げるために用地を買い、補償して築造して舗装するわけであるが、それを算出した事業費が全体計画の中の補助対象事業となっている。プール計算で補助を受けているので、事業が始まった平成7年頃から国庫補助は使っており、その分を国費充当しているということである。先食いしてしまったところはあるので、令和4年度には補助事業で終了となる見込みとなっている。今回の県道の交差点部分についても補助が入っている状況となっている。もう一点、石橋駅周辺の答弁の中で、事業計画変更を今まで10回と話したが8回の間違いであったので、訂正する。
  - 水道課長：先ほど保留させていただいた件について、回答する。水道普及率については、97.25%となる。30年度末の実績となる。
  - 貝木委員：残りの2.何%の方は、自発的な井戸ということによろしいか。
  - 水道課長：残りの方は井戸となる。また、水道を使われている方の中には井戸を併用されている方もいる。
  - 貝木委員：自発的な井戸を使われている方に対しては、市からも年に1度とか2年に1度検査はされているのか。
  - 水道課長：水質検査については、年に1度行うのが望ましいとされているが、強制はしていないので、使われている方が行っているかどうかの調査はしていない。
- もう一点、会計年度任用職員以外の職員の損益勘定と資本勘定の支弁の関係であるが、合併当時のすり合わせの中で、資本勘定に載せると人件費も固定資産のほうに計上されてしまうということがあり、それはおかしいのではないかとということで、人件費については全て損益勘定のほうに入れるということで調整し、継続しているということである。

議案第18号 下野市営住宅管理条例の一部改正について

質疑・意見

- 村尾副委員長：民法施行令が改正されたことによる改正ということであるが、極度額は、別に規則で定める、としているが、規則は決められたのか。極度額はいくらと決められたのか。
- 都市計画課長：極度額については、条例施行規則で定めるということで、まだ条例改正の議決をいただけていないので、これから改正はさせていただきます

たいと考えている。極度額の金額については、国土交通省の住宅局の総合整備課が作成した極度額に関する参考資料に、平均値が12カ月という記載がある。県内のほかの自治体にも確認したところ、概ね12カ月を想定しているということであったので、本市においても12カ月を想定している。

- 村尾副委員長： 12カ月は家賃の12カ月分ということになるのか。
- 都市計画課長： おっしゃるとおり、家賃の12カ月分ということになる。
- 村尾副委員長： 41条の3項で、年5分の割合を、法定利率に変えるということであるが、年5分の割合というのは法定利率ではないのか。
- 都市計画課長： 現在はそういうふうな取り扱いになるのかと思うが、年5分が、今、年3分というように改正されており、今後、率が市場金利の関係で変動することも想定して自動的に変わるという形になるので、制度をこの条例の中に入れ込みたいということで、法定利率という書き方にさせていただきたいと考えている。

**採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。**

**議案第19号 下野市水道事業給水条例の一部改正について**

**質疑・意見**

- 村尾副委員長： 法律用語を理解するのが難しいため、32条をかみ砕いて説明願う。
- 水道課長： 料金の債券、例えば物を購入したとか、水道を使って、それを使い始めて料金が発生する。それが発生した時から使っている人に請求を出すわけであるが、そこから2年間の間はそのまま請求権が生きているという形になるが、2年間の間請求だけしかしていなかった場合には、料金を取る権利がなくなるというのが今までのものだった。その期間が5年間と、延びるような形となる。
- 松本委員長： 期間は5年間となるが、期間経過後相手方が消滅時効を援用しない料金等債権については、その権利を放棄する。とはどういうことか。あとで調べて報告願う。

**採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。**

**議案第23号 市道路線の認定について**

**質疑・意見**

- 建設課長： 図面だけではわかりにくいと思うので、写真を用意したため、写真を配付する。
- 村尾副委員長： 市道3177号線は、いつごろ築造されたのか。かなり古そうな

感じがするが。

- 建設課長： 築造はかなり前であるが、ちょうど合併時期の17年の10月に寄附を受け、通常ならば18年の3月、合併後に認定をかけるところ忘れていたところである。3178号線については、開発の関係で、令和元年9月に帰属されたところである。
- 坂村委員： 3177号線であるが、だいぶ時間が経っていて、当時どのような経緯があったのか難しいかもしれないが、基本的にこういうことは、元々の持ち主の方から市道に認定してほしいということで、お願いがあるものなのか。
- 建設課長： 開発当時はその道路は私道の道路であって、市道認定を受けたい話があり、地元の方が道路整備を行って、市道として寄附をいただいた形である。市道認定の基準があるのでその基準に合うように整備いただいて、寄附していただくこととなっている。
- 坂村委員： 今認定のことがあったが、図面の赤い部分を見ると、これは両方通り抜けできるのかわかりにくいところもあるが、いろいろな条件があり、原則その条件に見合っていないと認定しないということではいいか。
- 建設課長： 委員おっしゃるとおり、見合っていないと認定はしない。ただ、この道路は行き止まりであるが、当時寄附を受けていて、認定漏れという形のものである。3178号線については開発道路で、こちらは開発を行った後に市が寄附を受けなければならない、市に帰属するという事になっているため、市は認定を行っている。

**採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。**

#### **[要望すべき事項]**

- 村尾副委員長： 議案には関係ないが、常任委員会の開会冒頭で市長も触れていたが、新型コロナウイルス感染対策で、諸々経済的な影響が出てくるのではないかと思う。特に中小零細企業が市内にはあるとのことだったので、できる範囲での支援、もちろん国に求めるべきかと思うが、できることはできるだけ頑張って施策を講じてもらいたいと思う。
- 松本委員長： 国としてどういう支援するかの方向性も出ていない中で、審議の過程の中で、それをどうこう言うのはどうかと思う。誰もがそのような気持であると思う。相当な打撃をうけると報道でも言われているので、どうなのか。
- 村尾副委員長： 総務常任委員会でもそのような意見があったようである。
- 松本委員長： 市が方針を決める前に、常任委員会でやれよとなれば、市としてはその方向で動かなくてはならなくなる。
- 産業振興部長： 村尾副委員長のご意見について、ご案内のとおり市長の挨拶

の中でも新型コロナウイルスにおいて、市内では中小企業への対策を何か考えていかなければならない。その前段として、国では何らかの特別措置法ということで動いている。それに基づいた中小企業の融資制度といったものに動いていることも事実である。それでもって、市として何かできることという市長の言葉にあった通り、状況を見ながら的確に対応していなければならないと考えている。今後、市の施策としてやらざるを得ないと考えている。この辺りは、全庁的に対策を講じなければならないと考えているので、的確に対応していきたい。

- 建設水道部長： これからなんらかの手当というのは現実的に出てくると思う。今は具体性がないということなので、そこで要望としての言葉で収めるということだからいいのかなというのはあるが、正直に言うを入れてもらいたくないという状況もあると思う。要望あるのかもしれないが、今後具体的な施策を行っていく中で、執行部としても考えなければならないことはあるので、申し訳ないが、要望の効力がどの程度であるのかということもある。大きな体制の中での投げかけのイメージで済むかということ。ただ心配されるので、委員会としてもそういう感覚があるので執行部にもお願いしたいという形に留めて。
- 松本委員長： 各常任委員会に関連してくる。全体に関連してくる問題であるので、経済建設常任委員会だけが、特出した形で出していいのかが気になる場所である。要望的に委員長報告で謳ってなくて、最後をお願いということであればよいが、各常任委員会の整合性も必要かと思う。
- 建設水道部長： 各委員会で所管があり、さまざまなスタイルや考え方があると思うので、共通でということであれば。

○貝木委員： 先ほど水道課長から答弁をもらったが、自発的な井戸でやっている方が2.何%ということで、検査は個人に任せているということなので、2.何%ぐらいの家庭でしたら、それほど多くないので1年か2年に1度ぐらいは市で水質検査をするのはそれほど大変ではないと思うので、ダメであれば水道加入を勧めるとか、市民の安全安心な暮らしを守るとしている。

○松本委員長： それは終わっていることなので。

○貝木委員： わかりました。

## 5. その他

○石田委員： 台風19号の災害復旧に関して、一生懸命対応していただいているのは事実であるが、どのような入札方法で業者を選定したのか。機動力のある大きい業者をどんどん指名してやってもらわないと、小さい業者で5本も6本も7本もやれと言われても、人数がいないのでできないということにな

る。農家の人は田植えに間に合うよねと言っているが、会計年度で言えば3月を見ているわけなので、3月に終わらなくても、4月の水揚げまででいいのではないかという思いはあるが、行政側としてもそれくらいまでに仕上げているかなければならないと思うが、あまりにも偏って、1社にたくさん押し付けているようなところが見られるので、どのような入札を行ったのか。

- 建設水道部長： 入札については通常の制度の中で、規模に応じて指名や一般入札ということである。委員が心配された件は、災害関係のものについて、金額が小さいということで指名で入ると、規模の小さな会社では手一杯で作業が進まないのではないかという心配かと思う。道路の入札については、災害に関しては一般ルールで行ったという経緯がある。農務サイドも災害復旧で出して、心配だったのが額が若干至らないので指名の中でやろうかということもあったが、一般の競争で大企業や小さなところも含めて、請負の状況なども見ながら発注した流れである。そうなった理由は、ご心配のとおり、小さい規模だと作業が進まない、であれば大きいところも含めて、現場がスムーズに進むように、当然、補助金等も含めた災害復旧であるので、国としても現地の早期復旧が目的であるので、それを求めるということで、早期の工事完了をするがために、そのような手法をとった。今回、農務系ですと業者が決まったかなと思うが、そういった方向で、特別な形での対応をした状況である。
- 石田委員： いずれにしても早く復旧しなければならないので、大きいところが一番能力があるわけである。小さいところは機械も持っていない。市で指導してもらいたいのは、必ず工事を行っている業者名を、大きな看板は出しているが、トラックなり機械に、この現場はどの業者がやっているという表示をしてくれと、いくら小さい工事でも、そうすれば責任感が出るわけである。あの会社がやっているのというのがわかれば、我々もお願いしやすいし、世間の人も見てもあの会社はよくやっているなという判断材料にもなるので、大威張りで看板を上げて落札しているわけであるので、施工していただくというのも指導してもらいたい。
- 松本委員長： 関連して、区画整理事業だが、トラックがものすごい勢いで走行している。今言ったように会社の看板も付いていない、リースの車だと思うが、我が物顔で突っ走っているの、そういう状況をなくすためにも、どの事業者が行っているか徹底して看板を貼るようにしてほしい。事故が起こってからでは大変なことになるので、明日からでもお願いしたい。
- 坂村委員： 確認であるが、新型コロナウイルス関連で、所管内の建物や各団体などからウイルス対策に関して困ったことや問題点等を相談されたことはあるか。
- 産業振興部長： この問題が出た時に、内部の対策会議等を踏まえてそういっ

た議論もあった。具体的には所管内となると、道の駅しもつけやゆうがおパーク等の方々に対しては、向こうから市へ支援等を求めることは今のところない。こちらから衛生管理について、マスクの着用や、いまマスクは手に入りにくいという状況はあるが、そういったことも踏まえて衛生管理の徹底、そういったものはお願いしているところである。

- 建設水道部長：公園の管理の部分では、三王山公園はキャンプができるようになっているが、使用する方が決められた方ということであるが、調理関係とかのキャンプということであるので、利用者へは注意喚起しながら使ってもらうようにしている。蔓巻公園については、建物があり閉鎖的な部分もあり、調理もあるので、利用を控えてもらうような説明を加えた中でやっている。
- 坂村委員：栃本部長から話のあったマスクのことであるが、所管の常任委員会でマスクの在庫の話があったが、必要なところに全部配るとするのは不可能かと思うが、今後の課題として、マスクや災害の時の備蓄品もそうであるが、備蓄については他の所管が行うのか。それとも独自に、建物ごとに備蓄することはあるのか。
- 産業振興部長：市全体で備蓄している。産業振興部の中で関係するところに配布するといったことはない。それぞれの施設で備蓄しているかということについては、マスクに関しては、曖昧な答えになるが、想定していなかったのではないかと思う。特段市のほうで中心的になってやっているということではない。この問題に関しては、今回の新型コロナウイルスより以前に、健康増進課で新型インフルエンザ対策会議というのがあり、それに基づいて備蓄していた。その中にマスクがどれくらいあったのかは把握していないが、可能なものについては対応しているものと考えている。
- 産業振興部長：天平の丘公園再整備基本構想を今年度まとめるに至った。新年度予算でも審議いただいた天平の丘公園再整備計画の前段となる、歴史的風致維持向上計画に基づく、基本構想の概要について担当課長から説明させていただきたい。もう一点、下野ブランド推進プランについて、平成24年度11月に策定しているが、まもなく7年を経過して、下野ブランドの認定方法を見直し、推進プランの改訂版として取りまとめたので担当課長から説明させるのでよろしく願います。
- 商工観光課長：天平の丘公園再整備基本構想について説明する。資料の目次を見ると、本構想は3項目からなっている。1ページ、策定の目的について、天平の丘は平地林の保全や下野国分寺、国分尼寺跡などの地域特性を活かした公園として整備され、天平の花まつりや芋煮会の会場として多くの観光客が訪れている。しかしながら、イベント開催時期以外は閑散としていること、昭和60年代に整備された駐車場やトイレ、休憩所などは整備から30年余りが経

過し、施設の老朽化や多様化する観光客のニーズに対応ができていない状況であることから、一年を通してたくさんの利用者が訪れるような魅力的な公園になることを目的に策定するものである。また、平成30年度に策定された、下野市歴史的風致維持向上計画で国分寺区域が重点区域になったことにより、社会資本整備総合交付金を活用した整備が可能になったことから、この交付金の活用を図るにあたり、同公園再整備の基本構想を策定したものである。2ページ下段が公園の概要と構想の対象範囲になる。3ページ、対象範囲を6つの範囲に分けて整備を考えているが、国指定史跡である下野国分寺跡はハード面での整備ができないことから対象としていない。4ページ、2の天平の丘公園の現状把握、課題抽出について、6ページ以降では公園への観光動向、エリアごとの公園内の観光資源の紹介。11ページ以降では、観光協会、花まつり出店会やイベントなどでのボランティアの意見を集めた、天平の丘公園の主な課題。14ページ以降では、花まつりやマルシェイベントなどで公園利用者に行ったアンケート結果により、課題や意向を整理している。17ページ、公園のイメージとしては、アンケート調査の時期が天平の花まつり期間が中心であったため、公園のイメージとして花まつりなどのイベント会場に偏った感があるが、自然豊かで歴史・文化的な公園として下野市を代表する公園といったイメージを持たれている。18ページ、再整備の方向としてふさわしいものとしては、公園のイメージと同様に、桜の名所として四季折々の花を咲かせる樹木の整備の意見が最も多く、史跡地としての再整備の意見も多くあったが、新たな人の流れを呼び込むような施設、仕掛けの導入を求める意見も多くあった。25ページ、今年度初めて開催した燈桜会により見えた課題を整理した。夜のイベントであったことや、夜明け前エリアを会場としたため、以前から実施している花まつりなどの日中のイベントとは異なる課題として、照明や足の不自由な方への対策が必要となっている。26、3の基本理念及び、整備目標となっている。基本理念として、四季を通して利用者が訪れる公園への再生。天平の丘公園利用者及び史跡地見学者が交互に行き来できる公園づくりを挙げている。5つの整備目標として、全29項目の整備内容としているが、現時点では提案案件としており、実施の是非や優先順位については基本計画や実施計画策定時に市民アンケートなどを通じて整理していきたいと考えている。今後について、昨日の予算審議でも説明したが、令和4年度の社会資本整備総合交付金の認定に必要な国との事前協議を令和3年度に行うために必要となる同公園再整備基本計画、及び都市再生整備計画などの策定を令和2年度に予定している。以上、公園再整備基本構想の説明となる。

引き続き、下野ブランド推進プラン改訂版の説明をする。1ページ、1、プラン改訂の背景について、平成24年に現行の推進プランの策定を行い、下野ブランドの推進事業を展開してきた。7年が経過し、これまでに34のブラン

ド認定を行ったが、年々認定数が減少し、昨年度は初めて新規認定がなかった状況である。このようなことから、これまでの事業の検証と課題の明確化を行い、より効果的に施策を展開するために改訂を行うこととした。改訂版の構成について、2ページ、年度別の認定件数の表で、年々減少してきた状況が分かるかと思うが、そのほか2～6ページはこれまでの取組としてブランド認定の一覧、パンフレットやポスターによる周知、ブランドフェアなどイベント開催状況などについて触れている。7ページ、ここからは一般市民、ブランドサポートチーム、市内中学2年生、ブランド認定事業者を対象に実施したアンケートの結果である。一般市民向けアンケートについて、下の円グラフのブランド認知度について、56%が知っていると答えているが、50代以上が4分の3を占めている。8ページの項目別の認知度では、個々の特産品や、歴史資源、イベントの名称は知っていても、それらがブランド認定品であるとの認識は著しく低い結果であった。9ページ、上段のブランドの満足度では、53%がどちらでもないと回答しており、その理由として、最も多いものはブランド品を知らないから評価のしようがないといったものだった。12ページ、中段の③からは、中学2年生を対象としたもので、13ページ上段の認知度では約3割と低い結果だが、アンケートを行ったことで、下野ブランドという言葉、認定品を周知できたと考えている。今後についてもアンケートなどを行う際に、中学生などを対象に実施したいと考えている。15ページからは、ブランド認定事業者で、下段の認定品の生産等の今後の継続について、継続できない、認定を辞退したいとの回答が3割となっている。16ページがその理由となっているが、高齢化や後継者不足、販売が採算ベースに届かなかったことが挙げられている。18、19ページは自由意見の概要である。一般市民からはブランド認定数が多すぎる、増やしすぎている、下野ブランドという言葉は初めて知ったなどの厳しい意見があった。中学生からは、ブランド品を給食で活用してはどうか、下野ブランドを知らせるイベント活動についてなど、今後の推進方法に対しての提案を多くいただいたところである。以上のアンケート結果を踏まえ、20、21ページがアンケート調査から見えた課題として、4点に集約をしている。下野ブランドの認知度の低さ、ブランド認定のあり方、かんぴょうの取り扱い、下野ブランドサポーターのあり方の4点である。22ページ以降は、下野ブランド事業の推進となる。まず、認定方法について、特産品について、認定品と推奨品の2区分とする。認定品が上位となり、市外に対する下野市の認知度向上や、シティプロモーションに活用することとし、JAFとの観光協定に基づく、JAF広告媒体への優先的な掲載や、観光関連の商談会などへの出店を優先的に推薦する仕組みを検討していきたいと考えている。中段のブランド認定基準について、24ページの採点表をご覧ください。まず特産品については、総得点48点以上が認定品、42点以上が推奨品となり、いずれも一番上

の下野らしさの合計が10点以上あることが条件としている。次に、23ページに戻り、文化財と地域資源になる。上段※にある通り、東の飛鳥ブランドに認定され、かつ国による指定を受けた史跡等は、審査は行わず無条件でブランドに認定とする。それ以外の場合に、26ページの採点表により、審査・採点を行い、総得点が40点以上のものを認定とする。27ページ上段が今後のブランド事業の指標になる。これまでブランド認定件数を指標としていたが、指標クリアのために「質より量」となる懸念があり認定数が多すぎる、増やしすぎている、なぜブランドなのか理由がわからないなどのアンケートの意見もあることから、今後は市民満足度を指標と考えている。星の数を5ランクとし、現状値は9ページのとおり、満足とやや満足を合算すると、28%となっているので、星2つとしている。本プランは期限を設けていないことから、当面の目標値を星3つとしており、適宜アンケート調査を行いながら、達成度を確認したいと考えている。今後の展開として、指標の満足度だけでなく、認知度と合わせた満足度アップのための取り組みを考えている。ブランド品を目にする機会を増やし、売り上げ増を図るため、スーパーマーケットやコンビニなどへの販売支援、ブランドフェア以外の市内外のイベントへの参加、とちまるショップでのイベント出店の支援、28ページ、ケーブルテレビなどのメディアを活用した情報発信での展開である。また、アンケートで下野市と言われて思い浮かべるものとして、一番回答が多く、生産量日本一であるかんぴょうの消費拡大策の検討や、ブランド品のブラッシュアップのための補助金の活用によるブランド品の競争力の強化を図り、大きな目標だが、佐野ラーメンや宇都宮餃子のようなまちぐるみで取り組むご当地グルメの発掘、あるいはこういったものを作っていければと考えている。29ページは下野ブランドの推進体制である。以上が下野ブランド推進プラン改訂版の説明となる。

- 建設水道部長：先ほど質問があった水道の条例関係のかみ砕きについて、時効消滅の期間を2年から5年へということで、料金の債権行使はお金をいただけない方にも請求を続け時効が成立しないということになるが、5年過ぎた後に払わないで消滅時効となる。なお、時効が成立した後、いわゆる債務者である相手方が、消滅時効の援用、借金がないと意思表示をしないと、債務者は借金が継続されているという状況になってしまう。消滅時効の援用になり、これをしない限り消えないわけだが、援用をしない料金等の債権について、本来権利があるのだろうが、市の債権としては追及しない、放棄するということである。
- 村尾副委員長：消滅時効の援用を言うのは裁判所か、市か。
- 建設水道部長：いわゆる債権者に対してであるので、市である。

閉会